

総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月20日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 濑戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中8名出席し、その氏名は次のとおり

太田 修 尾上 昭則 出射 實 由喜門 尊
藤原 由果 宇津木 康文 石黒 五月 藤原 和正
久山 英之

欠席委員

宮本 英美 大森 茂利

4. 農地利用最適化推進委員

時 實 乙 伊 佐藤 辰也 田中 伸五 福池 正美
大森 文生 山本 祐章 久米 啓之

欠席委員

高田 和之 正富 清人

5. 議事に参与した者

事務局 青木 潔

事務局 藤原 将也

事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進
計画(案)について

その他の事項

農地の所在 2 筆 「邑久町本庄 ■ ■ ■ 」。面積 「378 m²」。

「邑久町本庄■■■」。面積「248m²」。

登記、現況地目いずれも「畠」。面積「626m²」。農地までの距離

「145m」。耕作面積「1,856m²」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

【4番案件】

農地の所在地「長船町飯井■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 237m²」。農地までの距離「1, 000m」。耕作面積

「26, 662m²」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

【5番案件】

農地の所在地「長船町福岡■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「558m²」。農地までの距離「0m」。耕作面積「2,142m²」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

1番案件について、高田委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは1番案件について事務局から説明いたします。譲渡人は、高齢になって、現在、牛窓町鹿忍の農地の管理が難しくなったということで、この度、叔母と姪の関係である譲受人に譲りたいというお話があつて、話がまとまったものです。現況はすでに果樹をやっており、もう収穫もできるような状況にあるということで、その農地を譲受人が引き継いで耕作をしていくことになっております。特段問題はないと考えております。以上です。

議長 続きまして、2番案件について、時実委員より説明をお願いします。

時 實 委 員 謙受人がかねてから、百姓はしたいですけどということで、納屋がある土地を探して、ないかなと思つとつたら、ちょうど、謙渡人の作ってい

る畠が納屋付きだったので、2人が話できまして決まりました。よろしくお願ひします。

議長 続きまして、3番案件について、正富委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。3番案件につきましては、事務局で説明いたします。譲渡人は、現在県外に住まわれており、農地の管理が難しいということから、譲受人にこの2筆の農地の耕作をお願いされていました。今回作られているところについて、贈与で話がまとまったもので、特段問題ないと考えております。以上です。

議長 続きまして、4番案件について、福池委員より説明をお願いします。

福池 委員 はい、説明いたします。譲渡人はこの田を、数年前から譲受人に管理を委託しておりました。譲渡人家族は、今後も管理することが困難なため、整理を考え、譲受人に購入を依頼し、話がまとまりました。耕作者は変わらないため、何ら問題はございません。よろしくお願ひします。

議長 続きまして、5番案件について、山本委員より説明をお願いします。

山本委員 はい、5番です。これは譲受人の自宅前の農地を趣味の野菜作りのために取得するものです。荒れ地状態で管理に困っていたようですが、話がまとまり申請に至っています。地元町内会や役員、周辺からの同意もあることから、特に問題ないと思われます。以上です。

議長 それでは、第1号議案につきまして、1番案件から5番案件まで何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から5番案件まで可決に賛成の方は挙手をお願いします。

(贊成者举手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第2号議案 農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料、2頁をご覧ください。第2号議案 農地法第4条許可申請についてです。

【1番案件】

申請人「       」。

土地の所在「邑久町大窪■■■」。登記地目「田」。現況地目「畑」。面積「162m²」。転用目的「車庫」。施設の概要「車庫1棟 40.44m²」。建ぺい率「24.9%」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金■ ■。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外農地です。位置図は資料5頁をご覧ください。地図の右手側にわたなべ生鮮館瀬戸内インター店がありますが、そこから西へ500mの場所が今回の申請地となっております。以上、事務局からの説明を終わります。

- 議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、田中委員より説明をお願いします。
- 田中委員 現況は畑ですが、削除することで申請がありました。許可をしておりますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。それでは、第4条のご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件の可決に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第3号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案資料、3頁をご覧ください。第3号議案 農地法第5条許可申請についてです。

【1番案件】

借人「長船町福里93番地2 製造・販売業 イーエスジージャパン株式会社 代表取締役 柴田 達也」。

貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

土地の所在7筆「邑久町福中■■■」。面積「114m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「27m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「144m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「931m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「326m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「160m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「2 6 9 m²」。
登記地目、現況地目「畠」。または「田」。面積「1, 9 7 1 m²」。
転用目的「露天資材置場、露天駐車場」。施設の概要「露天資材置場
1, 4 3 0 m²、露天駐車場 5 4 1 m²」。農地区分1 0 aあたり収量
「第2種農地 米4 2 0 kg」。資金■ ■。隣地への被害はありません。
なお、賃貸借権設定で、1 0 aあたり■ ■、農用地区域外農地です。
位置図は資料6頁をご覧ください。村田製作所から1 kmのところに今回
の申請地があります。左側の地積図をご覧ください。今回7筆が申請地
となっております。現地写真と併せてご覧ください。

【2番案件】

譲受人「長船町長船1 1 7 7番地2 運送業 チルド. サービス. ライ
ン 株式会社 代表取締役 阿部 伸行」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

土地の所在「瀬戸内市長船町福里■■■」。面積「1, 1 8 9 m²」。

2人目譲渡人「長船町福里1 6 7番地2 無職 馬場 澄男」。

土地の所在「瀬戸内市長船町福里■■■」。面積「1, 6 2 0 m²」。

3人目譲渡人「長船町福里2 2 4番地 無職 田中 和子」。

土地の所在「瀬戸内市長船町福里■■■」。面積「4 7 m²」。

登記地目、現況地目ともに「田」。面積「2, 8 5 6 m²」。転用目的
「事務所、露天駐車場」。施設の概要「事務所 1棟 1 0 4. 5 0 m²、
露天駐車場 8 0 5. 5 0 m²、洗車場 6 3 m²、道路・回転広場
1, 6 4 0 m²」。農地区分1 0 aあたり収量「第2種農地 米
4 0 0 kg」。資金■ ■。隣地への被害はありません。なお所有権移転
で、1 0 aあたり■ ■、農用地区域外農地です。位置図は資料7頁を
ご覧ください。中心にエムテック長船工場がありますが、その目の前が
今回の申請地となっております。左側の地積図をご覧ください。7筆が
今回の申請地となっております。現地写真と併せてご覧ください。

【3番案件】

譲受人「岡山市中区乙多見4 4 9番地 製造・販売業 山陽電研 株式
会社 代表取締役 吉田 伸郎」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

土地の所在「長船町長船■■■」。登記地目、現況地目ともに「田」。
面積「1, 1 3 9 m²」。転用目的「露天駐車場」。施設の概要「露天駐
車場 1, 1 3 9 m²」。農地区分1 0 aあたり収量「第2種農地 米
4 0 0 kg」。資金■ ■。隣地への被害はありません。なお、所有権移
転で、1 0 aあたり■ ■、農用地区域外農地です。位置図は資料8頁
をご覧ください。備前おさふね刀剣博物館がありまして、ここから西へ

700mのところが今回の申請地となっております。右側の現地写真と併せてご覧ください。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

1番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 本案件は事後処理という形で今回この場に出てきました。資材置き場ということで、現在、資材の方が水溶性ということで、漏れたら大変なことになるということで、今回の工事では周りに水路を作り、もしもの際に溜まるところを作っているそうです。しかしながら、今後しっかりと管理する必要があるかなということを私自身は感じております。地域の了解も全て取れて、この場に出てきたということで、現在のところ何も問題ないのだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、2番案件について、大森委員がより説明をお願いします。

大森委員 2番案件について説明させていただきたいと思います。7頁の地積図の方を見ていただきたいのですけど、大きな2つの田んぼは田んぼの状態ですけど、3人目譲渡人の福里119-3番地というのが、4軒の宅地の淵に残されていた土地がありまして、これをこの度、チルド・サービス・ラインさんが造成するにあたり、一緒に買い取ってくださいということで三筆の申請になっております。この細いL型になっている上に飛び出している部分の右側手、ここが用水になっていまして、113-1番地に水を引くための用水が、現在でも用水の状態です。ここは113が耕作を辞めるために、用水として必要なくなるので、行政工事の際に埋め立てされるそうです。埋め立てる際に116-1の方の田んぼに影響のないように、3人目譲渡人の土地だった方向に勾配をつけて、用水に雨水が戻るように調整されるとの説明をいただきました。周辺の田んぼへの水路は確保されており、造成する排水も造成計画平面図を見させていただいて、問題なく配置されているようなので、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続きまして、3番案件について、久米委員より説明をお願いします。

久米委員 はい、3番についてご説明いただきます。譲受人が、現在の駐車場を持たれているのですが、そちらの方を拡張したいということで、譲渡人とお話をされて話がまとまったものでございます。現在使用の駐車場も周辺に迷惑をかけるようなこともなく、適正に使用されているということで、特別問題はないということで確認しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番案件から3番案件について、
許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

賛成多数ということで、承認します。

続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用
集積等促進計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料、4頁をご覧ください。

【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計
画（案）議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただいまの第4号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありました
らお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。
それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定について、令和7年度9月の通常総会は、9月18
日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。10月の通
常総会は、10月15日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催
予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度8月
の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年8月20日

議長 藤原和正

署名委員 藤原由果

署名委員 宇津木康文